

佐賀大学地域学歴史文化研究センターにおける特命教員等に関する内規

(平成20年3月5日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、佐賀大学地域学歴史文化研究センター(以下「センター」という。)の特命教員及び特命研究員に関して、必要な事項を定めるものとする。

(特命教員)

第2条 センターに、センターが別に定める特別なセンター業務及び教育研究に従事する教員を置くことができる。

2 教員の名称は、センター特命教員とする。

3 前項の規定にかかわらず、センター特命教員は、特に必要があると認められる場合には、教授、准教授、講師、助教又は助手に相当した場合、それぞれセンター特命教授、センター特命准教授、センター特命講師、センター特命助教又はセンター特命助手と称することができる。

(特命研究員)

第3条 センターに、センターが別に定める特別な研究課題の研究に従事する研究員を置くことができる。

2 研究員の名称は、特命研究員とする。

3 前項の規定にかかわらず、センター特命研究員は、特に必要があると認められる場合には、センター上席フェロー、センターフェロー又はセンターマイスターと称することができる。

(選考)

第4条 センター特命教員の選考は、センター運営委員会が、国立大学法人佐賀大学教員選考基準(平成16年4月1日制定)に準じて行う。

2 センター特命研究員の選考は、第3条第1項の職務内容を勘案の上、センター長が行う。

(委嘱等)

第5条 センター特命教員及び特命研究員は、センター長が委嘱する。

2 センター特命教員及びセンター特命研究員は、無給とする。

(委嘱期間)

第6条 センター特命教員の委嘱の期間は、2年以内とする。

2 センター特命教員については、再委嘱を妨げない。ただし、原則として5年を超えることはできないが、運営委員会の承認により、再委嘱できる。

3 センター特命研究員の委嘱期間は、別に定める。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、委嘱手続等のセンター特命教員及びセンター特命研究員に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年3月5日制定)

この内規は、平成20年4月1日から施行する

附 則 (平成21年3月10日改正)

この内規は、平成21年4月1日から施行する

附 則 (令和2年1月23日改正)

この内規は、令和2年4月1日から施行する